

第24回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日（月） 午後2時00分から午後3時35分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	10	中島 準一
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	11	田村 正弘
委員	1	緩利 哲治	委員	12	田井中 勲
委員	2	林田 清光	委員	13	福井 幸生
委員	3	田畑 啓之助	委員	14	今井 百合
委員	4	保井 章	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	9	奥村 喜美子			

5. 欠席委員 議席5番 林 廣美 委員
議席8番 松下 富男 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席13番 福井 幸生 委員
議席14番 今井 百合 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第111号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第112号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第113号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第114号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第115号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

6) 報告事項

- 農地利用最適化推進委員会報告事項
- 意見書検討委員会報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	大谷 茂
局長補佐	福田 悟司
係長	谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番林廣美委員、議席8番松下富男委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席13番福井幸生委員と、議席14番今井百合委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第111号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
3条調書、整理番号4について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第111号、整理番号4について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人は農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号4については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席9番奥村です。
令和4年5月15日に橋本推進委員と現地確認をし、申請者から申請理由についての聞き取りをしました。譲受人は、437.7アールを経営し、また地域の担い手農家として活躍されております。申請地は畑ですが、現在は耕作されておりません。今後は野菜づくりをされることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号19橋本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号19橋本です。
当該農地の譲受人については、農業経営を大きくされていることから、特に問題なしと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号4について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号5について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号5について説明します。議案書は3ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
農業の縮小を考えていた譲渡人と、農業拡大を考えていた譲受人が、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
なお、この農地取得による営農計画では、取得農地の3筆で収穫したサツマイモを保管する農業用倉庫も設置する予定とされており、本申請許可後にこの農地の一部を200平方メートル未満の農業用倉庫とされることを前提にしております。
以上です。

議 長 3条調書、整理番号5については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席10番中島です。
現地確認は5月24日、申請人立ち会いのもと実施いたしました。現地は何年か前から耕作されていない圃場で、周りは耕作放棄地がたくさんあります。面積が狭いうえいびつな形状で、このままでは、耕作放棄地に漏れてしまう可能性が

高い圃場です。このたび代理人を立て、譲渡人と売買で話を進めておりましたところ、話がまとまり契約が成立しました。譲受人はこれまで小麦をはじめとして、畑作を中心に耕作をされております。土地の購入後は、サツマイモの生産を予定されているとともに保管庫を建てる計画をされています。この申請につきまして許可相当と見受けられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号31中栄推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号31中栄です。

申請地は、耕作放棄地でおよそ6畝ぐらいの土地です。購入後も、畑作で耕作されることで、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号5について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号6について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号6について説明します。議案書は3ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

県道拡幅の残地で、効率的な耕作が望めない狭小な農地について、隣接農地を所有する譲受人に集約し、効率的に利用することを目的に農地の所有権移転について双方が同意され、申請されました。なお、譲受人の経営農地面積は、50アール未満ですが、所有する隣接農地と一体的に利用することから、農地法第3条に定める下限面積要件の例外規定により、許可要件は満たします。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可

要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号6については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席10番中島です。
現地確認は6月12日、申請人立ち会いのもと実施いたしました。現地は畑地でその隣に譲受人の畑があります。隣で荒れると、野菜などに虫がつくため、譲渡人と売買で話を進めておりましたところ、話がまとまりました。購入後は畑として利用されます。この申請につきまして、許可相当と見受けられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号31中栄推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号31中栄です。
申請地は、申請者の畑に隣接した農地で、購入後も畑として耕作されます。土地改良事業に該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号6について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号7について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7について説明します。議案書は3ページ、参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域外の農地です。
農業の縮小を考えていた譲渡人と、農業拡大を考えていた譲受人が、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて野菜の栽培を行う予

定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号7については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席13番福井です。

6月11日に譲受人と平井推進委員と私とで現地確認しました。譲渡人は、今後農業を続けるのが難しく、売買の話が進みました。周辺の農地に対して特に問題はないことを推進委員とも確認しました。許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号33平井推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 事務局および福井農業委員の説明のとおりです。農地利用の最適化推進に支障ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号7について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号8について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8について説明します。議案書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は高齢で後継者はなく、農地の管理が行えないことから、農業の規模拡大を考えていた譲受人と、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受

人は申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号8については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席12番田井中です。

5月28日に鶺鴒推進委員と私で現地確認し、譲渡人から申請内容の説明を受けました。譲渡人は、市外にお住まいで、また高齢であり、今後の営農や農地の管理が困難となることが明らかなことから、譲受人に農地を贈与されます。譲受人は地元にお住まいで、30代後半です。5年前に新規就農者となり、主としてサツマイモやトウモロコシなど、多くの作物を栽培されています。今後、長年にわたり就農されることが、期待されることから許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号39鶺鴒推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号39鶺鴒です。

田井中農業委員の説明のあったとおりで、特に補足説明はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号8について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号9について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9について説明します。議案書は4ページ、参考図は11ページ、1

2 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地および白地農地です。

譲渡人は高齢で後継者はなく、農地の管理が行えないことから、農業の規模拡大を考えていた譲受人と、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻および野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号9については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席12番田井中です。

5月28日に鵜飼推進委員と私で現地を確認し、譲渡人から申請内容の説明を受けました。譲渡人は、整理番号8と同一人で、今後農地の保全管理が困難なことから、譲受人に贈与されます。譲受人は地元にお住まいで父と共同で営農活動をされています。譲受人は40代前半で、また認定農業者として露地野菜の栽培や稲作等を作付けされています。今後、長年にわたり就農されることが、期待されることから許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号39鵜飼推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号39鵜飼です。

田井中農業委員の説明のあったとおりで、特に補足説明はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号9について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9については、許可とすることに決定いたします。
議案第111号については、以上であります。

- 議 長 続きまして、議案第 1 1 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
4 条調書、整理番号 4 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第 1 1 2 号、整理番号 4 について説明します。議案書は 5 ページ、6 ペー
ジ、参考図は 1 3 ページ、1 4 ページ、土地利用計画図は 1 5 ページです。申請地
は、非線引き都市計画区域内の第 3 種農地です。
居住地への進入路確保のため申請され、転用目的は宅地への進入路です。新たな
造成工事はなく、雨水排水は、地下浸透とされ、転用による周辺農地への被害はな
いものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第 4 条第 6 項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。
- 議 長 4 条調書、整理番号 4 については、議席 9 番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号 9 番奥村です。
6 月 4 日、服部推進委員と申請者と私の 3 人で現地を確認しました。母屋と農
機具倉庫、車庫への進入路がなく、やむを得ず農地を使われていました。今般、
4 条申請を出され、合わせて顛末書が付けられています。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号 2 1 服部推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号 2 1 服部です。
申請に関して、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたしま
す。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号 4 について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4については、許可とすることに決定いたします。
議案第112号については、以上であります。

議長 続きます。議案第113号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議
について」を議題といたします。
5条調書、整理番号16について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第113号、整理番号16について説明します。議案書は7ページ、8ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、太陽光発電施設を目的とする、農地の売買です。譲受人については、太陽光発電施設を目的とする農地転用許可を受けながら、工事に着手していない案件が2件あります。令和2年10月の総会で、議案第12号、5条調書、整理番号31番の案件と、令和2年12月の総会で、議案第21号、5条調書、整理番号41番の案件です。整理番号31の案件については、聞き取りを行ったところ、「当初、関西電力の電線ルートを、地権者に了解を得て確保していたが、別の事業者の太陽光発電施設用地となってしまう、そのルートが使えなくなりました。その後、別のルートを検討していたが、適当なルートが見つからず、今日に至った」とのことでした。これについては、本申請に合わせて、この許可は実行しない旨の書類を提出されています。もう1件、整理番号41については、「31番と同時に工事を行おうと考えており、着工が伸びてしまった。当初賃貸借で行おうとしていたが、地権者の意向で、農地の売買での許可申請を行う」とのことです。本申請に合わせて、この許可についても実行しない旨の書類を提出されています。

今回の申請は、先ほど説明した令和2年12月総会の整理番号41番の内容を、目的等はそのまま賃貸借から売買に変え、申請されたものです。計画によると、太陽光パネル250枚を設置し、49.9キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理、また、畦シートを設置して大雨の時にも隣接農地に流出しない計画とされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。事業に要する資金は自己資金とされています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号16については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号4番保井です。
申請地は、令和2年当時に許可を受けておりますが、その時点では茶畑を作られていた農地を放棄した状態で、総会において許可が得られたものでした。今回、契約内容の変更並びに前回の申請を再申請し直されたものです。前回は、今年の9月に完了予定でしたが、改めて令和4年11月に完了予定で申請されています。なお、前回許可のとおり、現状全く変更はありませんので、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号9福野推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号9福野です。
申請地は、令和2年12月10日、第5回の農業委員会総会で許可されました。その際は、賃貸借でありましたが、今回売買に変更されたために申請されました。申請地は、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号16について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きますして、整理番号17について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号17について説明します。議案書は8ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請内容は、バイオマス発電所を目的とする、農地の売買です。
申請地は第2種農地ですが、材料供給のサポートを受ける事業所の近隣で用地を絞り、他の候補地と比較して用地選定を行われており、ほかに適当な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画によると、申請農地と、東側隣接の土地に、発電出力900キロワットのバイオマス発電施設を設置されま

す。新たな造成工事は県道からの乗り入れ口付近のみで、敷地周囲には、排水が隣地に流出しないように水路を設けられます。雨水はこの水路で柵に集水し、また、汚水は浄化槽で処理したのちに、この水路を通して、河川に放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。また、事業に要する資金は借入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号17については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

申請地の茶畑は、昭和30年代に県道甲賀土山線が整備された時から不耕地になり、排水等も悪く、作業もしづらくなり、約3メートル近くかさ上げをして茶畑にする計画で3年前に形状変更申請されました。譲渡人は高齢であり、息子夫妻が実質的に水稻と茶の製造を営んでおられましたが、体調不良により、また、茶の製造等はかなりの重労働であり、経営を断念され、機械等はすべて処分されました。以後、改植後の耕作について心配され、仲間の茶農家の方々に耕作を依頼されておられましたが、茶の取り巻く状況は誠に厳しく、耕作していただく方は見つかりませんでした。

譲受人は、平成29年ごろから、当該地近くに木材チップ製造所があることに着目し、近辺で工場用地を探しておられましたが、適当な土地がなく、困惑されておられたところ、譲渡人の土地をお願いされたところ商談がまとまり、申請にいたりました。

当該地の周辺には農地はありません。また、雨水及び敷地内の排水対策は、周囲に排水溝を設け、河川へ放流されます。地元の区長、農業改良組合の同意も得られています。6月11日、13日に譲渡人の息子と譲受人双方の立会いのものと、吉村推進委員とともに現場確認及び事業計画の説明を受け、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号16吉村推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 当該地については、茶畑の後継者がいないため、譲渡されることとなりました。地域の進める農地利用最適化の推進には支障ありません。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、整理番号17について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。
なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 　続きまして、整理番号18について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号18について説明します。議案書は8ページ、参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。計画によると、建築業を営む譲受人が、作業所に隣接する申請地であれば、安全上、管理上問題がないとして木材パネルなどの資材置場に利用されます。申請地の南側及び東側の土留め構造物により、土砂の流出はないものと考えられます。雨水排水は、隣接農地に流出しない勾配とし、既存水路に放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　5条調書、整理番号18については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号9番奥村です。

令和4年5月の20日に橋本推進委員と申請者と私で現地確認を行い、転用計画を聞き取りました。申請地は、譲受人の会社に隣接しており、購入後は資材置き場として利用されます。また、周辺農地への被害はないと考えることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号19橋本です。
農地利用の最適化の推進に支障ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願
いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号18について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号19について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号19について説明します。議案書は9ページ、参考図は25ページ、
26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、非線引き都市計画区域
内の第3種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。譲受人は、議案第111号
3条調書 整理番号4番の譲受人と、同一経営体の家族です。計画によると先ほど
の農地を利用する際の駐車場とされています。新たな造成工事はなく、雨水排水
は、地下浸透による処理とされます。隣地に、耕作されている農地はなく、転用に
よる周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意
は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号19については、議席9番奥村委員、説明をお願いしま
す。

- 担当農委 議席番号9番奥村です。
申請地は、先ほど審議いただきました農地法第3条、整理番号4の前に当たり
る土地で、譲渡人は高齢のため管理ができなくなり、譲受人引き受けられます。
昨年まで駐車場として利用されていたことについての顛末書が提出されていま
す。今後、農地に戻すことは不可能なため、引き続き駐車場として利用されま
す。現地確認は橋本推進委員と、5月15日に、3条申請と同時に行いました。
ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号19橋本推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号19橋本です。
既に申請地は、過去から駐車場として利用形態があります。農地利用の最適化
推進に支障ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以
上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号19について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号20について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号20について説明します。議案書は9ページ、参考図は28ページ、
29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、都市計画区域内の第2
種農地です。
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。申請地は第2種農地であ
り、用地の選定にあたっては他の候補地を挙げて、代替地がなかったことの説明が
必要となります。今回の事業目的は、申請法人が運営する幼稚園のための駐車場で
あり、園児の安全上支障のない候補地を検討したところ、購入可能な土地は申請地
のみであったことから、やむを得ないと考えられます。申請によると、現在、幼稚

園周辺の駐車場は170台分がありますが、60台分の駐車場については所有者に返還することとなったため、イベント時に不足していた分も考慮し、普通自動車85台分、バス4台分の駐車場を計画されています。造成は、隣接農地との間の畦畔よりも低い盛土とされ、土砂の流出はないものと考えられます。また、西側に向け緩やかな勾配をつけ、雨水排水が集水柵に集まる造成計画となっており、雨水排水は柵から管を通して、河川に放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、周囲にフェンスを設置するとともに、駐車場の出入り口を1か所に限定して、道路交通および児童の安全を図っています。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。

議長 5条調書、整理番号20については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

5月12日に、代理人と田中推進委員と私で現地確認し、申請内容について協議しました。4,000平方メートルの広い駐車場が必要な理由については、駐車場の返却に伴い、新たに用地が必要となりました。当該保育園は、保護者に大変人気があり、特に運動会などでは、保護者及び来賓の数が非常に多く、安全な催し物をするために、広い駐車場が必要となります。今回の申請により、土地が有効活用できてよかったと安堵しております。以上、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号36田中推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号36田中です。

当園には園児が約210名、最大230名となる予定で、職員も50名あまりが勤務されています。子どもたちの送迎についても、現在の駐車場ではかなり混雑もしています。イベント時には、路上駐車も多く、付近から苦情も出ていと伺っています。この造成により、その点も解消できると考えます。よって、今回につきましては、特に問題もないと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号20について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20については、許可とすることに決定いたします。
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議
へ諮問いたします。
また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と
同時許可となります。

議 長 続きまして、整理番号21について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号21について説明します。議案書は10ページ、参考図は31ペー
ジ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。申請地は、非線引き都市計画
区域内の第3種農地です。

申請内容は、住宅を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲渡人から譲
受人が借家として居住している建物敷地の一部として利用されます。新たな造成工
事はなく、雨水排水は、道路側溝に放流されます。隣地に、耕作されている農地は
なく、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元
関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされま
す。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号21については、議席16番寺田委員、説明をお願いしま
す。

担当農委 議席番号16番寺田です。

70年以上前とのことで、転用時期はわかりませんが、現在も譲受人が10年
ほど前から、借家としてお住まいです。今後、この地において住み続けたいとの
ことで両者による売買となりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上
です。

- 議 長 続いて、区域番号42山本推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号42山本です。
特に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号21について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号22について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号21について説明します。議案書は10ページ、参考図は34ページ、35ページ、土地利用計画図は36ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請内容は、分家住宅及び工房を目的とする、農地の贈与です。計画によると、実家の製陶業の手伝いを行うために、また、自分の工房も併設するために、実家の近くで親が所有する農地を適地として、平屋建ての住宅と工房を建築されます。合計床面積は196.68平方メートルです。造成工事では、平均1メートル程度の盛土をされますが、敷地境界から下がった位置に土留め構造物を設置し、土砂の流出や既存水路の利用に影響のない計画とされています。雨水排水は、既存水路へ、また、汚水は浄化槽で処理したのちに、既存水路へ放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。事業に要する資金は借入れとされ、金融機関からの書類にて確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 5条調書、整理番号22については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号16番寺田です。
譲受人は、市内の借家にお住まいで、父の仕事を通いながら手伝っておられます。今回の申請地から歩いてすぐのところになり、今後、親の近くで住みながら仕事を手伝いたいとのことで申請されました。申請地は、獣害柵もなく、また水利も悪く、周辺農地はありますが、この農地以外は耕作されていません。大変耕作が難しいところでもあり、父親は他でも農業をしておられます。そのような理由から、今回の申請について許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号42山本推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号42山本です。
申請人は作陶の若手で、今まで借家にお住まい手でしたが、実家近くで住宅及び工房を建てられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号22について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。
議案第113号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第114号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第107号について説明します。議案書は11ページからです。
今月の決定は11件で、借り手・貸し手と農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。
12ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権及び使用貸借権の設定の面積は38,446平方メートルです。また、借り手の農地台帳による経営

状況は、16ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第114号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第114号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第114号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第115号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第115号について説明します。議案書は17ページから18ページです。
水口地域、担当区域番号4の農地利用最適化推進委員が欠員となったことから、甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第11条に基づき、令和4年5月24日から6月20日までの期間、募集を行いました。
その結果、農業者で組織する団体より1名の推薦があり、7月4日に、甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催され、推薦のあった推進委員の候補者について評価が行われました。
本議案は、農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱することについてご審議をいただくものです。
なお、任期は委嘱の日から令和5年7月19日までです。以上です。

議長 　続きまして、甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から評価に関する意見を求めます。
今井委員長、お願いします。

福井委員長 去る7月4日の甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会にて、農業者で組織する団体から推薦のあった推進委員の候補者について厳正に評価を行いました。

候補者「澤田 真幸」さんは、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、推進委員の業務を適切に行なっていただけの方として評価しましたので、ここに報告いたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに評価委員会から報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第115号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第115号については、原案のとおり可決します。
なお、委嘱状については、日を改めて交付させていただきます。
議案第115号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は19ページから21ページ、参考図は37ページから42ページです。
今月は、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が5件です。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 質問等がありませんので、続きまして、**報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

- 事務局 報告します。今月の田畑形状変更の届出は1件で、調書は22ページ、参考図は43ページです。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。
- 議長 続きまして、報告事項に入ります。
最初に、報告事項1「農地利用最適化推進委員会報告事項」については、事務局からお願いします。
- 事務局 ・地域ブロック会議の開催
- 議長 続きまして、報告事項2「意見書検討委員会報告事項」については、西田委員長からお願いします。
- 西田委員長 ・第7回意見書検討委員会の結果
- 議長 続きまして、報告事項3「広報編集委員会報告事項」については、福井委員長からお願いします。
- 福井委員長 ・第2回広報編集委員会の結果および第3回広報編集委員会の開催
- 議長 続きまして、報告事項4「事務局報告事項」について、お願いします。
- 事務局 ・経過と予定
・農地利用集積計画に係る利用権設定期間満了報告
・農地パトロール結果
- 議長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。
- 議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。